



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 5 月15日 (木曜日) 第 1981 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 1
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 1
- 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (4 件) …………… ( “ ) 2

### 訓 令

- 宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正する訓令…………… (環境森林課) 3

### 公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 3

頁

- 狩猟免許試験の実施…………… (自然環境課) 3
- 狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施…………… ( “ ) 4
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 5
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5
- 落札者等の公告…………… 7
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 7
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 359号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮及び宮崎県東京フロンティアオフィスの利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成20年 4 月 1 日から 平成21年 3 月31日まで

### 宮崎県告示第 360号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元金収入金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合	平成20年 4 月 1 日から 平成21年 3 月31日まで

- 延岡地区森林組合
- 耳川広域森林組合
- 西臼杵森林組合
- 宮崎県木材協同組合連合会
- 日南製材事業協同組合
- 都城地区製材業協同組合
- 西諸木材協同組合
- 高鍋製材事業協同組合
- 高鍋造林素材生産事業協同組合
- 西都地区製材協同組合
- 西都造林素材生産事業協同組合
- 日向地区国有林材事業協同組合
- 串間木材協同組合

### 宮崎県告示第 361号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県土木整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字中 水流辛 241 番 8 地先か ら同市同町 山陰同字辛 273番 1 地 先まで	旧	15.4 ~ 25.0	103.1
				新	15.4 ~ 93.4	103.1

**宮崎県告示第 362号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字谷波婦 6371番 1 地 先から同郡 同町同大字 字笠原6367 番22地先ま で	旧	7.0 ~ 24.0	457.3
				新	11.4 ~ 44.0	455.8

**宮崎県告示第 363号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7181 番 1 地先か ら同郡同町 同区宇納間	旧	5.6 ~ 18.4	118.1
				新	5.6 ~ 26.8	112.9

			同字7188番 1 地先まで			
--	--	--	-------------------	--	--	--

**宮崎県告示第 364号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市不動 寺90番 2 地 先から同市 北町 2 丁目 17番地先ま で	旧	6.6 ~ 15.0	519.5
				新	12.1 ~ 19.3	517.3

**宮崎県告示第 365号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字中 水流辛 241 番 8 地先か ら同市同町 山陰同字辛 273番 1 地 先まで	平成20年 5 月15日

**宮崎県告示第 366号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月15日から平成20年 5 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字谷波帰 6371番1地 先から同郡 同町同大字 字笠原6367 番22地先ま で	平成20年5月15日

宮崎県告示第 367号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年5月15日から平成20年5月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7181 番1地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7188番 1地先まで	平成20年5月15日

宮崎県告示第 368号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年5月15日から平成20年5月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市不動 寺90番2地 先から同市 北町2丁目 17番地先ま で	平成20年5月15日

訓 令

宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年五月十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十八号

本 庁  
各出先機関

宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県環境保全行政総合調整規程(平成十九年訓令第九号)の1部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第五表関係)

県民政策部長

総務部長

福祉保健部長

環境森林部長

商工観光労働部長

農政水産部長

県土整備部長

附 則

この訓令は、公布の日から起算して

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 3 号)第96条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類  
200 l 券
- 2 用途  
農業
- 3 記号及び番号  
H1604494、H1604496～H1604497
- 4 有効期間  
平成19年2月1日から平成19年10月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
宮崎中央農業協同組合 田野給油所
- 6 紛失年月日  
平成19年10月1日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成20年5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 狩猟免許試験の日時及び場所  
試験は、平成20年度において2回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始

とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第 1 回	7 月 30 日 (水曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代 1561 の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町 6464
	7 月 30 日 (水曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代 1561 の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町 6464
第 2 回	1 次試験 9 月 15 日 (月曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
	2 次試験 9 月 15 日 (月曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条の規定に該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1 次試験）、技能試験（2 次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込み手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,300 円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 49 条各号に掲げる者については、4,000 円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて払い込むものとする。）

イ 50 円の返信用郵便切手 1 枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合においては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外においては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関

する法律第 40 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書） 1 通

エ 住民票 1 通

(2) 書類の提出先及び期間

書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第 1 回試験の受験希望者は、6 月 9 日（月曜日）から 6 月 27 日（金曜日）までの間に、第 2 回試験の希望者は、8 月 4 日（月曜日）から 8 月 22 日（金曜日）までの間に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真をはり付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条第 1 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成 17 年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1 時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1 時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1 時間

(2) 適性検査

ア 視力検査（矯正視力可）

イ 聴力検査（補聴器使用可）

ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込み手続

講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の 10 日前までに提出するものとする。

(1) 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて払い込むものとする。）

(2) 50 円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。）

1 枚

(3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）

第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合においては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外においては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書）

1 通

- 5 審査票の交付  
狩猟免許更新申請書を受領したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。  
申請者は、交付された審査票に写真（最近 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚をはり付けて当日持参すること。
- 6 講習及び適性検査の会場での受付  
講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真のはり付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。
- 7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。
- 8 その他  
詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月8日（火） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 高千穂町大字三田井22	高千穂町・ 日之影町・ 五ヶ瀬町
7月3日（木） 午後1時00分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の1	日向市・門川町・ 諸塚村・椎葉村・ 美郷町
7月10日（木） 午後1時00分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611-2	延岡市
7月15日（火） 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地	西都市・西米良村
7月16日（水） 午後1時00分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南1380番地1	新富町・高鍋町・ 木城町・川南町・ 都農町
7月9日（水） 午前9時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206番地1	宮崎市・清武町・ 国富町・綾町
7月17日（木） 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市大字細野1810の15	小林市・えびの市・ 高原町・野尻町
7月2日（水） 午後1時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21号2番	都城市・三股町

7月4日（金） 午後1時30分	南郷ハートフルセンター 南郷町大字中村乙7051番地25	日南市・串間市・ 北郷町・南郷町
8月11日（月） 午後1時00分	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	県内一円

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年 5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂郡南郷町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成18年 4月 1日から平成20年 2月25日
- 3 地籍調査を行った地域  
南那珂郡南郷町大字中村乙の一部
- 4 認証年月日  
平成20年 5月 7日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、樺山土地改良区（三股町）から平成20年 4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、横尾原地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 5月15日から平成20年 6月12日まで
- 3 縦覧場所  
都城市役所農村整備課内

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年 5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
光 音 寺	高鍋町	ため池等整備事業	平成20年 3月28日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成20年 5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-16)第334号	(株)財部組	川畑 弘志	宮崎県都城市中原町27-5	一般	管工事業	平成20年3月5日付で廃業した旨の届	平成20年3月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第792号	(株)大成工務店	谷村 一成	宮崎県都城市高城町穂満坊 312-3	特定	土木工事業	平成20年3月25日 "	平成20年3月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1348号	松浦建設(株)	河野 義也	宮崎県串間市大字南方2219-85	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成20年3月31日 "	平成20年3月31日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第2481号	(有)新名建設	直野 ひとみ	宮崎県日向市東郷町山陰 874	一般	建築工事業、管工事業、塗装工事業	平成20年3月28日 "	平成20年3月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第3426号	(有)三洋土木	甲斐 久雄	宮崎県延岡市西階町1-4206-5	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年3月3日 "	平成20年3月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第5403号	(株)生協ホーム	澤 謙一郎	宮崎県宮崎市別府町3-9	特定	建築工事業	平成20年3月14日 "	平成20年3月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5408号	(有)中村電設	川畑 義浩	宮崎県都城市高崎町大牟田2069-1	一般	電気工事業	平成20年3月25日 "	平成20年3月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5649号	鹿嶋建設	鹿嶋 重明	宮崎県西諸県郡高原町大字広原4946-187	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年3月31日 "	平成20年3月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第6655号	(有)拓磨建設	河上 光明	宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙6566	一般	管工事業	平成20年3月11日 "	平成20年3月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第10225号	(有)矢野工業	矢野 俊	宮崎県日向市東郷町坪谷2402	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成20年3月28日 "	平成20年3月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第10581号	(有)大栄技研工業	中川 喜夫	宮崎県延岡市上伊形町288-1	一般	土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業	平成20年3月27日 "	平成20年3月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第11530号	(有)国富プロパングス	山下 文夫	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸657	一般	管工事業	平成20年3月18日 "	平成20年3月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第11635号	一ツ瀬開発(有)	金丸 順一	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江6380-118	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年3月21日 "	平成20年3月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-15)第11811号	(株)ダイオー	西山 辰身	宮崎県宮崎市青葉町1	一般	建築工事業	平成20年3月26日 "	平成20年3月26日 (全廃業)

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。  
平成20年5月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
税務電算トータルシステムの機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額  
63,630,000円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成20年5月15日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 落札に係る調達件名  
県立宮崎病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
154,592,025円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成20年1月24日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。  
平成20年5月15日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日
新規取得講習	3号警備業務	平成20年6月30日から7月4日及び7日
	4号警備業務	平成20年7月14日から18日

追加取得講習	3号警備業務	平成20年7月3日、4日及び7日
	4号警備業務	平成20年7月17日、18日

定員は、各号とも同時に実施する新規取得講習と追加取得講習を合計して30人とし、新規取得講習受講申込者が定員を超えたときは、その区分の追加取得講習は行わない。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

- 事している者
- 3 講習の場所  
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎地域職業訓練センター電話0985-58-1554
- 4 受講申込書の提出方法等
- (1) 提出先  
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	6月2日から6月6日の午前9時から午後5時まで
4号警備業務	6月16日から6月20日の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法  
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。
- (4) 提出書類等
- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
- (ア) 2の各アに該当する者  
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2の各イに該当する者  
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2の各ウに該当する者  
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2の各エに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 2の各オに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (カ) 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）
- 5 手数料  
受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円
	4号警備業務	34,000円
追加取得講習	3号警備業務	14,000円
	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還し

- ない。
- 6 その他  
本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号 0985-31-0110 内線3024、3051）を行うこと。